

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が、本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和4年9月1日から令和9年8月31日の5年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林にかかる部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

経営管理権集積計画

所有者氏名： XXXXXXXXXX 委任者：

乙が経営管理権の設定を受ける森林									権原の種類	備考	【個別事項】 経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	準林班一小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢			
061	瑞浪市陶町大川	294-92	231	1イ3-2 1イ5 1イ3-1 1イ4-2 1イ4-1	山林	0.7503	ヒノキ スギ アカマツ ヒノキ ヒノキ	44			森林環境保全のための切り捨て間伐
			230	4ニ21 4ニ18			広葉樹 広葉樹				

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が、本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和4年9月1日から令和9年8月31日の5年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林にかかる部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

経営管理権集積計画

所有者氏名： XXXXXXXXXX 委任者：

乙が経営管理権の設定を受ける森林									権原の種類	備考	【個別事項】 経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	準林班一小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢			
144	瑞浪市陶町大川	146-81	231	5ホ52 5ホ53 5ホ33 5ホ32 5ホ31 5ホ30 5ホ29	山林	0.396	アカマツ アカマツ アカマツ アカマツ ヒノキ アカマツ ヒノキ	57			森林環境保全のための切り捨て間伐

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が、本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和4年9月1日から令和9年8月31日の5年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林にかかる部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

経営管理権集積計画

所有者氏名： XXXXXXXXXX 委任者：

乙が経営管理権の設定を受ける森林									権原の種類	備考	【個別事項】 経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	準林班一小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢			
056	瑞浪市陶町大川	294-120	231	1イ66 1イ65 1イ64 1イ60 1イ63 1イ62 1イ58 1イ57	山林	0.4354	ヒノキ スギ ヒノキ アカマツ ヒノキ ヒノキ 広葉樹 アカマツ	89			森林環境保全のための切り捨て間伐

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が、本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和4年9月1日から令和9年8月31日の5年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林にかかる部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

経営管理権集積計画

所有者氏名： XXXXXXXXXX 委任者：

乙が経営管理権の設定を受ける森林									権原の種類	備考	【個別事項】 経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	準林班一小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢			
51	瑞浪市陶町大川	146-15	231	3ハ41 4ニ18 4ニ17 3ハ40	山林	0.8144	未立木地 アカマツ アカマツ アカマツ	109			森林環境保全のための切り捨て間伐

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が、本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

(1) 経営管理権の存続期間は、令和4年9月1日から令和9年8月31日の5年間とする。

(2) 前項の存続期間終了後は原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

(1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林にかかる部分を取り消すことができる。

- ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
- ② 森林所有者が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

(2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

経営管理権集積計画

所有者氏名： XXXXXXXXXX 委任者：

乙が経営管理権の設定を受ける森林									権原の種類	備考	【個別事項】経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	準林班一小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢			
47	瑞浪市陶町大川	294-147	230	3ハ57-3	保安林	2.1494	未立木地	89		森林環境保全のための切り捨て間伐	
				3ハ57-1			アカマツ				
				3ハ56-1			アカマツ				
				3ハ56-2			ヒノキ				
				3ハ55-2			ヒノキ				
				3ハ55-1			アカマツ				
				3ハ54-1			ヒノキ				
				3ハ54-2			未立木地				
				3ハ51-4			未立木地				
				3ハ45-2			未立木地				
				3ハ47-2			未立木地				
				3ハ51-6			未立木地				
				3ハ51-2			ヒノキ				
				3ハ51-1			ヒノキ				
				3ハ52-2			未立木地				
				3ハ52-1			ヒノキ				
3ハ53-2	ヒノキ										
3ハ53-1	ヒノキ										

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が、本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

(1) 経営管理権の存続期間は、令和4年9月1日から令和9年8月31日の5年間とする。

(2) 前項の存続期間終了後は原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

(1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林にかかる部分を取り消すことができる。

- ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
- ② 森林所有者が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

(2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

経営管理権集積計画

所有者氏名： XXXXXXXXXX 委任者：

乙が経営管理権の設定を受ける森林									権原の種類	備考	【個別事項】経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	準林班一小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢			
024	瑞浪市陶町大川	323	231	ハ22 ハ3	山林	0.0462	ヒノキ スギ	99			森林環境保全のための切り捨て間伐
039	瑞浪市陶町大川	368	231	イ52 イ53	山林	0.01	スギ ヒノキ	62			森林環境保全のための切り捨て間伐
102	瑞浪市陶町大川	370-1	231	イ55 イ66 イ56	山林	0.0762	アカマツ ヒノキ アカマツ	99			森林環境保全のための切り捨て間伐
103	瑞浪市陶町大川	370-2	231	イ66	山林	0.0086	ヒノキ	99			森林環境保全のための切り捨て間伐
104	瑞浪市陶町大川	294-18	230	ニ22 ニ23 ニ21 ニ20 ロ19-2	山林	0.1622	広葉樹 ヒノキ 広葉樹 スギ ヒノキ	89			森林環境保全のための切り捨て間伐
105	瑞浪市陶町大川	294-25	231	ロ48 ロ46 ロ42-1	山林	0.2235	ヒノキ アカマツ ヒノキ	89			森林環境保全のための切り捨て間伐
106	瑞浪市陶町大川	294-29	231	ハ3 ハ4 ロ49 ロ50 ハ1-1 ハ2	山林	0.8931	スギ スギ 広葉樹 アカマツ アカマツ ヒノキ	61			森林環境保全のための切り捨て間伐
107	瑞浪市陶町大川	294-35	231	ハ22 ハ3	山林	0.0244	ヒノキ スギ	99			森林環境保全のための切り捨て間伐
108	瑞浪市陶町大川	294-37	231	ハ24 ホ14 ハ25 ハ26 ハ19-2 ハ29-1 ハ20 ハ11	保安林	0.1796	アカマツ スギ クロマツ 広葉樹 アカマツ アカマツ スギ 広葉樹	99			森林環境保全のための切り捨て間伐
110	瑞浪市陶町大川	294-79	231	ロ2 イ53	山林	0.1422	スギ ヒノキ	89			森林環境保全のための切り捨て間伐

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 1 [REDACTED]、森林所有者 2 [REDACTED] 及び森林所有者 3 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が、本書別紙の経営管理権集積計画 (以下「経営管理権集積計画」という) に記載した森林 (以下「森林」という) に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和 4 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日の 5 年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林にかかる部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3 に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

7 不可抗力

(1) 天災その他不可抗力（次に掲げる場合を含むが、それに限られない）によって、3に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、瑞浪市は、その一部または全部を実施しないことができる。

- ① 瑞浪市は、瑞浪市の責めに帰すべき事由によって森林所有者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を森林所有者に支払うものとする。
- ② 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって森林所有者に不利益が生じたときは、瑞浪市は損害賠償責任を負わない。
- ③ 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって生じた森林の損壊については、瑞浪市は復旧を行わない。

(2) 前項の規定により森林に損害が生じた場合、瑞浪市が善良な管理者の注意を怠ったことにもとづく部分を除き、森林所有者がこれを負担するものとする。

8 森林所有者の変更

(1) 森林所有者は、森林にかかる権利を第三者に譲渡又は設定等する場合には、経営管理集積計画及び瑞浪市が設定した経営管理権は承継されるべきものであることにつきあらかじめ当該第三者に周知させるとともに、瑞浪市に対してもその旨を通知しなければならない。

(2) 森林所有者及び森林所有者の相続人または受遺者は、森林について権利の承継、移転又は喪失があった場合、住所又は名称を変更した場合その他経営管理集積計画の記載事項に変更がある場合には、遅滞なく瑞浪市に申し出るものとする。

9 その他

本書及び本書添付の経営管理権集積計画（個別事項含む）に定めがない事項については、必要に応じて、瑞浪市及び森林所有者が協議のうえ定めるものとする。

令和4年8月24日

(委託者) 森林所有者1 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

森林所有者2 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

森林所有者3 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

(受託者) 瑞浪市 住所 岐阜県瑞浪市上平町1丁目1番地
瑞浪市長 水野 光二

経営管理権集積計画

所有者氏名： XXXXXXXXXX

乙が経営管理権の設定を受ける森林									権原の種類	備考	【個別事項】経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	準林班-小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢			
012	瑞浪市陶町大川	272	231	ハ33 ハ32	山林	0.1825	アカマツ ヒノキ	94			森林環境保全のための切り捨て間伐
037	瑞浪市陶町大川	359	231	口42-1	山林	0.2469	ヒノキ	99			森林環境保全のための切り捨て間伐
109	瑞浪市陶町大川	294-73	231	口39 口27 口29 口33 口32 口28 口20 口15	山林	0.6106	アカマツ 広葉樹 広葉樹 ヒノキ ヒノキ 広葉樹 アカマツ アカマツ	89			森林環境保全のための切り捨て間伐

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が、本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

(1) 経営管理権の存続期間は、令和4年9月1日から令和9年8月31日の5年間とする。

(2) 前項の存続期間終了後は原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

(1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林にかかる部分を取り消すことができる。

- ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
- ② 森林所有者が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

(2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

経営管理権集積計画

所有者氏名： XXXXXXXXXX 委任者：

乙が経営管理権の設定を受ける森林									権原の種類	備考	【個別事項】 経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	準林班一小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢			
029	瑞浪市陶町大川	355	231	イ2	山林	0.0708	アカマツ	69			森林環境保全のための切り捨て間伐

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が、本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和4年9月1日から令和9年8月31日の5年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林にかかる部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

7 不可抗力

- (1) 天災その他不可抗力（次に掲げる場合を含むが、それに限られない）によって、3に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、瑞浪市は、その一部または全部を実施しないことができる。
- ① 瑞浪市は、瑞浪市の責めに帰すべき事由によって森林所有者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を森林所有者に支払うものとする。
 - ② 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって森林所有者に不利益が生じたときは、瑞浪市は損害賠償責任を負わない。
 - ③ 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって生じた森林の損壊については、瑞浪市は復旧を行わない。
- (2) 前項の規定により森林に損害が生じた場合、瑞浪市が善良な管理者の注意を怠ったことにもとづく部分を除き、森林所有者がこれを負担するものとする。

8 森林所有者の変更

- (1) 森林所有者は、森林にかかる権利を第三者に譲渡又は設定等する場合には、経営管理集積計画及び瑞浪市が設定した経営管理権は承継されるべきものであることにつきあらかじめ当該第三者に周知させるとともに、瑞浪市に対してもその旨を通知しなければならない。
- (2) 森林所有者及び森林所有者の相続人または受遺者は、森林について権利の承継、移転又は喪失があった場合、住所又は名称を変更した場合その他経営管理集積計画の記載事項に変更がある場合には、遅滞なく瑞浪市に申し出るものとする。

9 その他

本書及び本書添付の経営管理権集積計画（個別事項含む）に定めがない事項については、必要に応じて、瑞浪市及び森林所有者が協議のうえ定めるものとする。

令和4年8月24日

(委託者) 森林所有者 住 所

氏 名

(受託者) 瑞 浪 市 住 所 岐阜県瑞浪市上平町1丁目1番地

瑞浪市長 水野 光二

経営管理権集積計画

所有者氏名： XXXXXXXXXX 委任者：

乙が経営管理権の設定を受ける森林									権原の種類	備考	【個別事項】 経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	準林班一小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢			
098	瑞浪市陶町大川	146-52	231	5ホ15 5ホ14	山林	0.1211	アカマツ スギ	42			森林環境保全のための切り捨て間伐

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が、本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和4年9月1日から令和9年8月31日の5年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林にかかる部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

経営管理権集積計画

所有者氏名： XXXXXXXXXX 委任者：

乙が経営管理権の設定を受ける森林									権原の種類	備考	【個別事項】経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	準林班一小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢			
019	瑞浪市陶町大川	136	231	5ホ16	山林	0.0147	アカマツ	73			森林環境保全のための切り捨て間伐
070	瑞浪市陶町大川	146-36	231	4ニ32-1 4ニ30 5ホ4 4ニ33-1 5ホ3 5ホ1-2 4ニ33-2 5ホ2-1 5ホ2-2	山林	0.6339	スギ ヒノキ 広葉樹 ヒノキ アカマツ 未立木地 未立木地 アカマツ 未立木地	69			森林環境保全のための切り捨て間伐
071	瑞浪市陶町大川	146-68	231	5ホ35 5ホ36 5ホ41 5ホ40 5ホ39 5ホ38	山林	0.2069	アカマツ 広葉樹 ヒノキ ヒノキ 広葉樹 ヒノキ	89			森林環境保全のための切り捨て間伐
072	瑞浪市陶町大川	320-3	231	3ハ23-3 3ハ23-4 3ハ23-1 3ハ23-2 3ハ20 3ハ11	山林	0.2048	ヒノキ ヒノキ ヒノキ ヒノキ スギ 広葉樹	45			森林環境保全のための切り捨て間伐

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が、本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和4年9月1日から令和9年8月31日の5年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林にかかる部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

7 不可抗力

- (1) 天災その他不可抗力（次に掲げる場合を含むが、それに限られない）によって、3に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、瑞浪市は、その一部または全部を実施しないことができる。
- ① 瑞浪市は、瑞浪市の責めに帰すべき事由によって森林所有者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を森林所有者に支払うものとする。
 - ② 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって森林所有者に不利益が生じたときは、瑞浪市は損害賠償責任を負わない。
 - ③ 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって生じた森林の損壊については、瑞浪市は復旧を行わない。
- (2) 前項の規定により森林に損害が生じた場合、瑞浪市が善良な管理者の注意を怠ったことにもとづく部分を除き、森林所有者がこれを負担するものとする。

8 森林所有者の変更

- (1) 森林所有者は、森林にかかる権利を第三者に譲渡又は設定等する場合には、経営管理集積計画及び瑞浪市が設定した経営管理権は承継されるべきものであることにつきあらかじめ当該第三者に周知させるとともに、瑞浪市に対してもその旨を通知しなければならない。
- (2) 森林所有者及び森林所有者の相続人または受遺者は、森林について権利の承継、移転又は喪失があった場合、住所又は名称を変更した場合その他経営管理集積計画の記載事項に変更がある場合には、遅滞なく瑞浪市に申し出るものとする。

9 その他

本書及び本書添付の経営管理権集積計画（個別事項含む）に定めがない事項については、必要に応じて、瑞浪市及び森林所有者が協議のうえ定めるものとする。

令和4年8月24日

(委託者) 森林所有者 住 所

氏 名

(受託者) 瑞 浪 市 住 所 岐阜県瑞浪市上平町1丁目1番地

瑞浪市長 水野 光二

経営管理権集積計画

所有者氏名： XXXXXXXXXX 委任者：

乙が経営管理権の設定を受ける森林									権原の種類	備考	【個別事項】 経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	準林班-小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢			
011	瑞浪市陶町大川	271	231	3ハ35 3ハ36 3ハ37	山林	0.1455	ヒノキ スギ 広葉樹	58			森林環境保全のための切り捨て間伐
021	瑞浪市陶町大川	358	231	2口42-1	山林	0.8208	ヒノキ	89			森林環境保全のための切り捨て間伐
111	瑞浪市陶町大川	294-185	231	3ハ3 3ハ1-1 3ハ1-2 2口51-2 2口51-1 2口50 2口47 1イ1	山林	0.413	スギ アカマツ 未立木地 未立木地 広葉樹 アカマツ スギ アカマツ	61			森林環境保全のための切り捨て間伐

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が、本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和4年9月1日から令和9年8月31日の5年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林にかかる部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

7 不可抗力

- (1) 天災その他不可抗力（次に掲げる場合を含むが、それに限られない）によって、3に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、瑞浪市は、その一部または全部を実施しないことができる。
- ① 瑞浪市は、瑞浪市の責めに帰すべき事由によって森林所有者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を森林所有者に支払うものとする。
 - ② 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって森林所有者に不利益が生じたときは、瑞浪市は損害賠償責任を負わない。
 - ③ 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって生じた森林の損壊については、瑞浪市は復旧を行わない。
- (2) 前項の規定により森林に損害が生じた場合、瑞浪市が善良な管理者の注意を怠ったことにもとづく部分を除き、森林所有者がこれを負担するものとする。

8 森林所有者の変更

- (1) 森林所有者は、森林にかかる権利を第三者に譲渡又は設定等する場合には、経営管理集積計画及び瑞浪市が設定した経営管理権は承継されるべきものであることにつきあらかじめ当該第三者に周知させるとともに、瑞浪市に対してもその旨を通知しなければならない。
- (2) 森林所有者及び森林所有者の相続人または受遺者は、森林について権利の承継、移転又は喪失があった場合、住所又は名称を変更した場合その他経営管理集積計画の記載事項に変更がある場合には、遅滞なく瑞浪市に申し出るものとする。

9 その他

本書及び本書添付の経営管理権集積計画（個別事項含む）に定めがない事項については、必要に応じて、瑞浪市及び森林所有者が協議のうえ定めるものとする。

令和4年8月24日

(委託者) 森林所有者 住 所

氏 名

(受託者) 瑞 浪 市 住 所 岐阜県瑞浪市上平町1丁目1番地

瑞浪市長 水野 光二

経営管理権集積計画

所有者氏名： XXXXXXXXXX 委任者：

乙が経営管理権の設定を受ける森林									権原の種類	備考	【個別事項】 経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	準林班一小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢			
068	瑞浪市陶町大川	146-44	231	5ホ10 5ホ9 5ホ12 5ホ11	山林	0.4608	広葉樹 広葉樹 アカマツ 広葉樹	70			森林環境保全のための切り捨て間伐

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が、本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和4年9月1日から令和9年8月31日の5年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林にかかる部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

7 不可抗力

- (1) 天災その他不可抗力（次に掲げる場合を含むが、それに限られない）によって、3に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、瑞浪市は、その一部または全部を実施しないことができる。
- ① 瑞浪市は、瑞浪市の責めに帰すべき事由によって森林所有者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を森林所有者に支払うものとする。
 - ② 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって森林所有者に不利益が生じたときは、瑞浪市は損害賠償責任を負わない。
 - ③ 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって生じた森林の損壊については、瑞浪市は復旧を行わない。
- (2) 前項の規定により森林に損害が生じた場合、瑞浪市が善良な管理者の注意を怠ったことにもとづく部分を除き、森林所有者がこれを負担するものとする。

8 森林所有者の変更

- (1) 森林所有者は、森林にかかる権利を第三者に譲渡又は設定等する場合には、経営管理集積計画及び瑞浪市が設定した経営管理権は承継されるべきものであることにつきあらかじめ当該第三者に周知させるとともに、瑞浪市に対してもその旨を通知しなければならない。
- (2) 森林所有者及び森林所有者の相続人または受遺者は、森林について権利の承継、移転又は喪失があった場合、住所又は名称を変更した場合その他経営管理集積計画の記載事項に変更がある場合には、遅滞なく瑞浪市に申し出るものとする。

9 その他

本書及び本書添付の経営管理権集積計画（個別事項含む）に定めがない事項については、必要に応じて、瑞浪市及び森林所有者が協議のうえ定めるものとする。

令和4年8月24日

(委託者) 森林所有者 住 所

氏 名

(受託者) 瑞 浪 市 住 所 岐阜県瑞浪市上平町1丁目1番地

瑞浪市長 水野 光二

経営管理権集積計画

所有者氏名： XXXXXXXXXX 委任者：

乙が経営管理権の設定を受ける森林									権原の種類	備考	【個別事項】 経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	準林班一小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢			
069	瑞浪市陶町大川	146-90	231	5ホ62 5ホ61 5ホ60 5ホ51	山林	0.1725	ヒノキ 広葉樹 アカマツ ヒノキ	61			森林環境保全のための切り捨て間伐

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が、本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和4年9月1日から令和9年8月31日の5年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林にかかる部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

7 不可抗力

- (1) 天災その他不可抗力（次に掲げる場合を含むが、それに限られない）によって、3に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、瑞浪市は、その一部または全部を実施しないことができる。
- ① 瑞浪市は、瑞浪市の責めに帰すべき事由によって森林所有者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を森林所有者に支払うものとする。
 - ② 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって森林所有者に不利益が生じたときは、瑞浪市は損害賠償責任を負わない。
 - ③ 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって生じた森林の損壊については、瑞浪市は復旧を行わない。
- (2) 前項の規定により森林に損害が生じた場合、瑞浪市が善良な管理者の注意を怠ったことにもとづく部分を除き、森林所有者がこれを負担するものとする。

8 森林所有者の変更

- (1) 森林所有者は、森林にかかる権利を第三者に譲渡又は設定等する場合には、経営管理集積計画及び瑞浪市が設定した経営管理権は承継されるべきものであることにつきあらかじめ当該第三者に周知させるとともに、瑞浪市に対してもその旨を通知しなければならない。
- (2) 森林所有者及び森林所有者の相続人または受遺者は、森林について権利の承継、移転又は喪失があった場合、住所又は名称を変更した場合その他経営管理集積計画の記載事項に変更がある場合には、遅滞なく瑞浪市に申し出るものとする。

9 その他

本書及び本書添付の経営管理権集積計画（個別事項含む）に定めがない事項については、必要に応じて、瑞浪市及び森林所有者が協議のうえ定めるものとする。

令和4年8月24日

(委託者) 森林所有者 住 所

氏 名

(受託者) 瑞 浪 市 住 所 岐阜県瑞浪市上平町1丁目1番地

瑞浪市長 水野 光二

経営管理権集積計画

所有者氏名： XXXXXXXXXX 委任者：

乙が経営管理権の設定を受ける森林									権原の種類	備考	【個別事項】 経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	準林班一小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢			
121	瑞浪市陶町大川	146-88	231	5ホ59-1 5ホ52	山林	0.0984	アカマツ アカマツ	100			森林環境保全のための切り捨て間伐

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が、本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

(1) 経営管理権の存続期間は、令和4年9月1日から令和9年8月31日の5年間とする。

(2) 前項の存続期間終了後は原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

(1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林にかかる部分を取り消すことができる。

- ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
- ② 森林所有者が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

(2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

7 不可抗力

- (1) 天災その他不可抗力（次に掲げる場合を含むが、それに限られない）によって、3に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、瑞浪市は、その一部または全部を実施しないことができる。
- ① 瑞浪市は、瑞浪市の責めに帰すべき事由によって森林所有者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を森林所有者に支払うものとする。
 - ② 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって森林所有者に不利益が生じたときは、瑞浪市は損害賠償責任を負わない。
 - ③ 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって生じた森林の損壊については、瑞浪市は復旧を行わない。
- (2) 前項の規定により森林に損害が生じた場合、瑞浪市が善良な管理者の注意を怠ったことにもとづく部分を除き、森林所有者がこれを負担するものとする。

8 森林所有者の変更

- (1) 森林所有者は、森林にかかる権利を第三者に譲渡又は設定等する場合には、経営管理集積計画及び瑞浪市が設定した経営管理権は承継されるべきものであることにつきあらかじめ当該第三者に周知させるとともに、瑞浪市に対してもその旨を通知しなければならない。
- (2) 森林所有者及び森林所有者の相続人または受遺者は、森林について権利の承継、移転又は喪失があった場合、住所又は名称を変更した場合その他経営管理集積計画の記載事項に変更がある場合には、遅滞なく瑞浪市に申し出るものとする。

9 その他

本書及び本書添付の経営管理権集積計画（個別事項含む）に定めがない事項については、必要に応じて、瑞浪市及び森林所有者が協議のうえ定めるものとする。

令和4年8月24日

(委託者) 森林所有者 住 所

氏 名

(受託者) 瑞 浪 市 住 所 岐阜県瑞浪市上平町1丁目1番地

瑞浪市長 水野 光二

経営管理権集積計画表

所有者氏名： XXXXXXXXXX 委任者：

乙が経営管理権の設定を受ける森林									権原の種類	備考	【個別事項】 経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	準林班一小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢			
112	瑞浪市陶町大川	146-48	231	5ホ12-1 5ホ13-1 4ニ22 3ハ33-2	山林	0.2303	アカマツ アカマツ アカマツ ヒノキ	48			森林環境保全のための切り捨て間伐
113	瑞浪市陶町大川	146-86	231	5ホ57-2 5ホ57-1 5ホ56 5ホ54 5ホ55	山林	0.3349	未立木地 アカマツ スギ ヒノキ アカマツ	64			森林環境保全のための切り捨て間伐

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が、本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和4年9月1日から令和9年8月31日の5年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林にかかる部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

7 不可抗力

- (1) 天災その他不可抗力（次に掲げる場合を含むが、それに限られない）によって、3に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、瑞浪市は、その一部または全部を実施しないことができる。
- ① 瑞浪市は、瑞浪市の責めに帰すべき事由によって森林所有者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を森林所有者に支払うものとする。
 - ② 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって森林所有者に不利益が生じたときは、瑞浪市は損害賠償責任を負わない。
 - ③ 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって生じた森林の損壊については、瑞浪市は復旧を行わない。
- (2) 前項の規定により森林に損害が生じた場合、瑞浪市が善良な管理者の注意を怠ったことにもとづく部分を除き、森林所有者がこれを負担するものとする。

8 森林所有者の変更

- (1) 森林所有者は、森林にかかる権利を第三者に譲渡又は設定等する場合には、経営管理集積計画及び瑞浪市が設定した経営管理権は承継されるべきものであることにつきあらかじめ当該第三者に周知させるとともに、瑞浪市に対してもその旨を通知しなければならない。
- (2) 森林所有者及び森林所有者の相続人または受遺者は、森林について権利の承継、移転又は喪失があった場合、住所又は名称を変更した場合その他経営管理集積計画の記載事項に変更がある場合には、遅滞なく瑞浪市に申し出るものとする。

9 その他

本書及び本書添付の経営管理権集積計画（個別事項含む）に定めがない事項については、必要に応じて、瑞浪市及び森林所有者が協議のうえ定めるものとする。

令和4年8月24日

(委託者) 森林所有者 住 所

氏 名

(受託者) 瑞 浪 市 住 所 岐阜県瑞浪市上平町1丁目1番地

瑞浪市長 水野 光二

経営管理権集積計画

所有者氏名： XXXXXXXXXX 委任者：

乙が経営管理権の設定を受ける森林									権原の種類	備考	【個別事項】 経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	準林班一小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢			
125	瑞浪市陶町大川	294-78	231	イ52 イ53 □1 □2 □3 □4 □5 □7	山林	1.2092	ヒノキ ヒノキ ヒノキ ヒノキ 広葉樹 スギ ヒノキ ヒノキ	64			森林環境保全のための切り捨て間伐

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が、本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和4年9月1日から令和9年8月31日の5年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林にかかる部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

経営管理権集積計画

所有者氏名： XXXXXXXXXX 委任者：

乙が経営管理権の設定を受ける森林									権原の種類	備考	【個別事項】 経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	準林班一小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢			
065	瑞浪市陶町大川	146-35	231	4ニ30 4ニ32-1 4ニ32-3	山林	0.3522	ヒノキ スギ 未立木地	69			森林環境保全のための切り捨て間伐
066	瑞浪市陶町大川	146-91	231	5ホ65-1 5ホ62 5ホ61 5ホ60 5ホ59-1 5ホ59-2 5ホ58-2 5ホ57-2 5ホ65-3 5ホ65-2 5ホ66	山林	0.4616	ヒノキ ヒノキ 広葉樹 アカマツ アカマツ 未立木地 未立木地 未立木地 未立木地 ヒノキ ヒノキ	44			森林環境保全のための切り捨て間伐

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が、本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和4年9月1日から令和9年8月31日の5年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林にかかる部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

7 不可抗力

- (1) 天災その他不可抗力（次に掲げる場合を含むが、それに限られない）によって、3に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、瑞浪市は、その一部または全部を実施しないことができる。
- ① 瑞浪市は、瑞浪市の責めに帰すべき事由によって森林所有者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を森林所有者に支払うものとする。
 - ② 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって森林所有者に不利益が生じたときは、瑞浪市は損害賠償責任を負わない。
 - ③ 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって生じた森林の損壊については、瑞浪市は復旧を行わない。
- (2) 前項の規定により森林に損害が生じた場合、瑞浪市が善良な管理者の注意を怠ったことにもとづく部分を除き、森林所有者がこれを負担するものとする。

8 森林所有者の変更

- (1) 森林所有者は、森林にかかる権利を第三者に譲渡又は設定等する場合には、経営管理集積計画及び瑞浪市が設定した経営管理権は承継されるべきものであることにつきあらかじめ当該第三者に周知させるとともに、瑞浪市に対してもその旨を通知しなければならない。
- (2) 森林所有者及び森林所有者の相続人または受遺者は、森林について権利の承継、移転又は喪失があった場合、住所又は名称を変更した場合その他経営管理集積計画の記載事項に変更がある場合には、遅滞なく瑞浪市に申し出るものとする。

9 その他

本書及び本書添付の経営管理権集積計画（個別事項含む）に定めがない事項については、必要に応じて、瑞浪市及び森林所有者が協議のうえ定めるものとする。

令和4年8月24日

(委託者) 森林所有者 住 所

氏 名

(受託者) 瑞 浪 市 住 所 岐阜県瑞浪市上平町1丁目1番地

瑞浪市長 水野 光二

経営管理権集積計画

所有者氏名： XXXXXXXXXX 委任者：

乙が経営管理権の設定を受ける森林									権原の種類	備考	【個別事項】 経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	準林班－小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢			
082	瑞浪市陶町大川	294-116	231	1イ53 1イ54 1イ52 1イ40 1イ55	山林	0.6831	ヒノキ 広葉樹 スギ 広葉樹 アカマツ	62			森林環境保全のための切り捨て間伐

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が、本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和4年9月1日から令和9年8月31日の5年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林にかかる部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

7 不可抗力

- (1) 天災その他不可抗力（次に掲げる場合を含むが、それに限られない）によって、3に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、瑞浪市は、その一部または全部を実施しないことができる。
- ① 瑞浪市は、瑞浪市の責めに帰すべき事由によって森林所有者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を森林所有者に支払うものとする。
 - ② 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって森林所有者に不利益が生じたときは、瑞浪市は損害賠償責任を負わない。
 - ③ 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって生じた森林の損壊については、瑞浪市は復旧を行わない。
- (2) 前項の規定により森林に損害が生じた場合、瑞浪市が善良な管理者の注意を怠ったことにもとづく部分を除き、森林所有者がこれを負担するものとする。

8 森林所有者の変更

- (1) 森林所有者は、森林にかかる権利を第三者に譲渡又は設定等する場合には、経営管理集積計画及び瑞浪市が設定した経営管理権は承継されるべきものであることにつきあらかじめ当該第三者に周知させるとともに、瑞浪市に対してもその旨を通知しなければならない。
- (2) 森林所有者及び森林所有者の相続人または受遺者は、森林について権利の承継、移転又は喪失があった場合、住所又は名称を変更した場合その他経営管理集積計画の記載事項に変更がある場合には、遅滞なく瑞浪市に申し出るものとする。

9 その他

本書及び本書添付の経営管理権集積計画（個別事項含む）に定めがない事項については、必要に応じて、瑞浪市及び森林所有者が協議のうえ定めるものとする。

令和4年8月24日

(委託者) 森林所有者 住 所

氏 名

(受託者) 瑞 浪 市 住 所 岐阜県瑞浪市上平町1丁目1番地

瑞浪市長 水野 光二

経営管理権集積計画

所有者氏名： XXXXXXXXXX 委任者：

乙が経営管理権の設定を受ける森林									権原の種類	備考	【個別事項】 経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	準林班—小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢			
009	瑞浪市陶町大川	195-2	231	4=3 4=4	山林	0.0511	ヒノキ ヒノキ	109			森林環境保全のための切り捨て間伐

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が、本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

(1) 経営管理権の存続期間は、令和4年9月1日から令和9年8月31日の5年間とする。

(2) 前項の存続期間終了後は原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

(1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林にかかる部分を取り消すことができる。

- ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
- ② 森林所有者が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

(2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

7 不可抗力

- (1) 天災その他不可抗力（次に掲げる場合を含むが、それに限られない）によって、3に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、瑞浪市は、その一部または全部を実施しないことができる。
- ① 瑞浪市は、瑞浪市の責めに帰すべき事由によって森林所有者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を森林所有者に支払うものとする。
 - ② 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって森林所有者に不利益が生じたときは、瑞浪市は損害賠償責任を負わない。
 - ③ 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって生じた森林の損壊については、瑞浪市は復旧を行わない。
- (2) 前項の規定により森林に損害が生じた場合、瑞浪市が善良な管理者の注意を怠ったことにもとづく部分を除き、森林所有者がこれを負担するものとする。

8 森林所有者の変更

- (1) 森林所有者は、森林にかかる権利を第三者に譲渡又は設定等する場合には、経営管理集積計画及び瑞浪市が設定した経営管理権は承継されるべきものであることにつきあらかじめ当該第三者に周知させるとともに、瑞浪市に対してもその旨を通知しなければならない。
- (2) 森林所有者及び森林所有者の相続人または受遺者は、森林について権利の承継、移転又は喪失があった場合、住所又は名称を変更した場合その他経営管理集積計画の記載事項に変更がある場合には、遅滞なく瑞浪市に申し出るものとする。

9 その他

本書及び本書添付の経営管理権集積計画（個別事項含む）に定めがない事項については、必要に応じて、瑞浪市及び森林所有者が協議のうえ定めるものとする。

令和4年8月24日

(委託者) 森林所有者 住 所

氏 名

(受託者) 瑞 浪 市 住 所 岐阜県瑞浪市上平町1丁目1番地

瑞浪市長 水野 光二

経営管理権集積計画

所有者氏名： XXXXXXXXXX 委任者：

乙が経営管理権の設定を受ける森林									権原の種類	備考	【個別事項】 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	準林班-小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢			
006	瑞浪市陶町大川	146-30	231	ニ20 ニ22 ニ23 ニ23 ニ24 ニ25	山林	0.9496	ヒノキ ヒノキ ヒノキ ヒノキ ヒノキ アカマツ	55			森林環境保全のための切り捨て間伐
086	瑞浪市陶町大川	146-142	231	3ハ44-2 3ハ44-1 3ハ44-3 3ハ44-4 3ハ46-2 3ハ45	山林	0.4604	ヒノキ ヒノキ ヒノキ ヒノキ ヒノキ ヒノキ	98			森林環境保全のための切り捨て間伐
087	瑞浪市陶町大川	275	231	3ハ33-2 3ハ30 3ハ32	山林	0.985	ヒノキ アカマツ ヒノキ	94			森林環境保全のための切り捨て間伐
088	瑞浪市陶町大川	371	231	1イ66 1イ65 1イ64 1イ60	山林	0.0919	ヒノキ スギ ヒノキ アカマツ	99			森林環境保全のための切り捨て間伐
089	瑞浪市陶町大川	367-1	231	2口7	山林	0.0193	広葉樹	79			森林環境保全のための切り捨て間伐
090	瑞浪市陶町大川	294-27	231	2口49 2口48	山林	0.2623	広葉樹 ヒノキ	89			森林環境保全のための切り捨て間伐
091	瑞浪市陶町大川	294-63	231	2口42-2 2口42-1 5ホ83 3ハ7 2口37	山林	0.489	スギ ヒノキ アカマツ ヒノキ アカマツ	79			森林環境保全のための切り捨て間伐

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が、本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和4年9月1日から令和9年8月31日の5年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林にかかる部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

経営管理権集積計画

所有者氏名： XXXXXXXXXX 委任者：

乙が経営管理権の設定を受ける森林									権原の種類	備考	【個別事項】 経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	準林班一小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢			
129	瑞浪市陶町大川	146-80	231	ホ51 ホ52 ホ36 ホ35 ホ34	山林	0.292	ヒノキ アカマツ 広葉樹 アカマツ ヒノキ	89			森林環境保全のための切り捨て間伐

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が、本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和4年9月1日から令和9年8月31日の5年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林にかかる部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

7 不可抗力

- (1) 天災その他不可抗力（次に掲げる場合を含むが、それに限られない）によって、3に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、瑞浪市は、その一部または全部を実施しないことができる。
- ① 瑞浪市は、瑞浪市の責めに帰すべき事由によって森林所有者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を森林所有者に支払うものとする。
 - ② 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって森林所有者に不利益が生じたときは、瑞浪市は損害賠償責任を負わない。
 - ③ 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって生じた森林の損壊については、瑞浪市は復旧を行わない。
- (2) 前項の規定により森林に損害が生じた場合、瑞浪市が善良な管理者の注意を怠ったことにもとづく部分を除き、森林所有者がこれを負担するものとする。

8 森林所有者の変更

- (1) 森林所有者は、森林にかかる権利を第三者に譲渡又は設定等する場合には、経営管理集積計画及び瑞浪市が設定した経営管理権は承継されるべきものであることにつきあらかじめ当該第三者に周知させるとともに、瑞浪市に対してもその旨を通知しなければならない。
- (2) 森林所有者及び森林所有者の相続人または受遺者は、森林について権利の承継、移転又は喪失があった場合、住所又は名称を変更した場合その他経営管理集積計画の記載事項に変更がある場合には、遅滞なく瑞浪市に申し出るものとする。

9 その他

本書及び本書添付の経営管理権集積計画（個別事項含む）に定めがない事項については、必要に応じて、瑞浪市及び森林所有者が協議のうえ定めるものとする。

令和4年8月24日

(委託者) 森林所有者 住 所

氏 名

(受託者) 瑞 浪 市 住 所 岐阜県瑞浪市上平町1丁目1番地

瑞浪市長 水野 光二

経営管理権集積計画

所有者氏名： XXXXXXXXXX 委任者：

乙が経営管理権の設定を受ける森林									権原の種類	備考	【個別事項】 経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	準林班一小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢			
122	瑞浪市陶町大川	294-88	231	□41 □42 □39	山林	0.3669	ヒノキ ヒノキ ヒノキ	99			森林環境保全のための切り捨て間伐

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が、本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和4年9月1日から令和9年8月31日の5年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林にかかる部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

7 不可抗力

- (1) 天災その他不可抗力（次に掲げる場合を含むが、それに限られない）によって、3に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、瑞浪市は、その一部または全部を実施しないことができる。
- ① 瑞浪市は、瑞浪市の責めに帰すべき事由によって森林所有者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を森林所有者に支払うものとする。
 - ② 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって森林所有者に不利益が生じたときは、瑞浪市は損害賠償責任を負わない。
 - ③ 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって生じた森林の損壊については、瑞浪市は復旧を行わない。
- (2) 前項の規定により森林に損害が生じた場合、瑞浪市が善良な管理者の注意を怠ったことにもとづく部分を除き、森林所有者がこれを負担するものとする。

8 森林所有者の変更

- (1) 森林所有者は、森林にかかる権利を第三者に譲渡又は設定等する場合には、経営管理集積計画及び瑞浪市が設定した経営管理権は承継されるべきものであることにつきあらかじめ当該第三者に周知させるとともに、瑞浪市に対してもその旨を通知しなければならない。
- (2) 森林所有者及び森林所有者の相続人または受遺者は、森林について権利の承継、移転又は喪失があった場合、住所又は名称を変更した場合その他経営管理集積計画の記載事項に変更がある場合には、遅滞なく瑞浪市に申し出るものとする。

9 その他

本書及び本書添付の経営管理権集積計画（個別事項含む）に定めがない事項については、必要に応じて、瑞浪市及び森林所有者が協議のうえ定めるものとする。

令和4年8月24日

(委託者) 森林所有者 住 所

氏 名

(受託者) 瑞 浪 市 住 所 岐阜県瑞浪市上平町1丁目1番地

瑞浪市長 水野 光二

経営管理権集積計画

所有者氏名： XXXXXXXXXX 委任者：

乙が経営管理権の設定を受ける森林									権原の種類	備考	【個別事項】 経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	準林班一小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢			
018	瑞浪市陶町大川	131	231	ホ54 ホ55	山林	0.1942	アカマツ アカマツ	64			森林環境保全のための切り捨て間伐
028	瑞浪市陶町大川	146-50	231	ホ13-2 ホ14 ホ13-1 ホ39	山林	0.3793	スギ スギ アカマツ 広葉樹	48			森林環境保全のための切り捨て間伐
099	瑞浪市陶町大川	320-6	231	ハ8	山林	0.1024	ヒノキ	61			森林環境保全のための切り捨て間伐
100	瑞浪市陶町大川	294-51	231	ホ74	山林	0.1237	ヒノキ	45			森林環境保全のための切り捨て間伐
101	瑞浪市陶町大川	294-61	231	口36	山林	0.0323	ヒノキ	80			森林環境保全のための切り捨て間伐

経営管理権集積計画のための覚書

(委託者) 森林所有者 [REDACTED] (以下「森林所有者」という) と (受託者) 瑞浪市とは、森林経営管理法に基づく「経営管理権集積計画」の策定につき、以下のとおり、「経営管理集積計画のための覚書」を締結する。

1 集積計画対象森林

瑞浪市及び森林所有者は、瑞浪市が、本書別紙の経営管理権集積計画（以下「経営管理権集積計画」という）に記載した森林（以下「森林」という）に、経営管理権集積計画の公告をすることにより、経営管理権を設定することを合意する。

2 存続

- (1) 経営管理権の存続期間は、令和4年9月1日から令和9年8月31日の5年間とする。
- (2) 前項の存続期間終了後は原則更新しない。

3 受託者の義務

瑞浪市は、経営管理集積計画の個別事項欄に規定したとおり、間伐を実施するものとする。

4 租税公課

森林所有者は、森林に対する租税公課を負担する。

5 取消及び解除

- (1) 瑞浪市は、次の場合には、経営管理権集積計画のうち森林にかかる部分を取り消すことができる。
 - ① 森林所有者が偽りその他不正な手段により瑞浪市に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
 - ② 森林所有者が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
- (2) 森林所有者は、森林所有者全員の同意がありかつ瑞浪市の同意がある場合には、瑞浪市の経営管理権の存続期間の中途において経営管理権集積計画の取消しをすることができる。

6 森林への立ち入り及び施設の利用等

瑞浪市は、3に掲げる事項の実施のため必要がある場合には、森林に随時立ち入り、森林内の路網その他の施設を使用することができる。また、瑞浪市が認めるものについても同様とする。

7 不可抗力

- (1) 天災その他不可抗力（次に掲げる場合を含むが、それに限られない）によって、3に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、瑞浪市は、その一部または全部を実施しないことができる。
- ① 瑞浪市は、瑞浪市の責めに帰すべき事由によって森林所有者に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を森林所有者に支払うものとする。
 - ② 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって森林所有者に不利益が生じたときは、瑞浪市は損害賠償責任を負わない。
 - ③ 瑞浪市の責めに帰すことのできない事由によって生じた森林の損壊については、瑞浪市は復旧を行わない。
- (2) 前項の規定により森林に損害が生じた場合、瑞浪市が善良な管理者の注意を怠ったことにもとづく部分を除き、森林所有者がこれを負担するものとする。

8 森林所有者の変更

- (1) 森林所有者は、森林にかかる権利を第三者に譲渡又は設定等する場合には、経営管理集積計画及び瑞浪市が設定した経営管理権は承継されるべきものであることにつきあらかじめ当該第三者に周知させるとともに、瑞浪市に対してもその旨を通知しなければならない。
- (2) 森林所有者及び森林所有者の相続人または受遺者は、森林について権利の承継、移転又は喪失があった場合、住所又は名称を変更した場合その他経営管理集積計画の記載事項に変更がある場合には、遅滞なく瑞浪市に申し出るものとする。

9 その他

本書及び本書添付の経営管理権集積計画（個別事項含む）に定めがない事項については、必要に応じて、瑞浪市及び森林所有者が協議のうえ定めるものとする。

令和4年8月24日

(委託者) 森林所有者 住所

氏名

(受託者) 瑞浪市 住所 岐阜県瑞浪市上平町1丁目1番地

瑞浪市長 水野 光二

経営管理権集積計画

所有者氏名： XXXXXXXXXX 委任者：

乙が経営管理権の設定を受ける森林									権原の種類	備考	【個別事項】 経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容
番号	所在	地番	林班	準林班—小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢			
027	瑞浪市陶町大川	295-1	231	ハ29-2 ハ29-4	山林	0.0606	アカマツ 未立木地	89			森林環境保全のための切り捨て間伐
097	瑞浪市陶町大川	320-2	231	ハ23-3 ハ23-5 ハ23-4 ハ23-7 ハ23-1 ハ23-6	山林	0.0445	ヒノキ 未立木地 ヒノキ 未立木地 ヒノキ 未立木地	99			森林環境保全のための切り捨て間伐